

2006年3月9日

## 2006年2月に公表されたMOUについて

## (1) ノーウォーク合意

2002年9月の「ノーウォーク合意」で、IASBとFASBは、両者の会計基準の互換性をより高めるため次の4点を今後推進していくことで合意した。

- (a) IFRSと米国会計基準との間にある多様な差異で比較的容易に解消できる差異を削除する目的で短期的な統合化プロジェクトに着手する。
- (b) 2005年1月1日時点で残っている両者の会計基準の間の差異を両者の将来の作業計画を調整することを通じて取り除く。すなわち、差異のある項目それぞれについて、両者が個別かつ同時にプロジェクトを開始して検討する。
- (c) 現在遂行している共同プロジェクトを継続して取り進める。
- (d) 両者のそれぞれの解釈指針設定組織がそれぞれの活動を相互に調和させることを促進する。

## (2) ロードマップ

2005年4月21日に当時のSEC議長のウィリアム・ドナルドソン氏と欧州連合(EU)のコミッショナーのチャールズ・マクリービー氏が会談し、IFRSに基づいて作成された財務諸表に対する会計基準の差異調整表の作成を廃止する可能性について話し合った。両者はSECの主任会計士のドナルド・ニコライセン氏が作成した「ある規制当局者の統合化に対する見解(a securities regulator looks at convergence)」(「ロードマップ」)の内容に合意した。

ロードマップでは、次の点が述べられている。

- (a) SECは、米国市場に上場している欧州企業のIFRSに基づく連結財務諸表を用いて米国会計基準とIFRSとの差異の検討を2006年に行い、それを基に遅くとも2009年までに差異調整表の廃止を行なう用意があること(この場合のIFRSに基づく連結財務諸表は、欧州企業が作成するものに限定されない)。
- (b) その間にノーウォーク合意に基づくFASBとIASBによる会計基準の統合化がより一層進展することを期待していること。
  - ・ 特に、IFRSと米国会計基準が同一の財務諸表をもたらす必要はなく、同一又は実質的に同一な取引に対する会計基準が緊密に連携しており、傾向として比較可能な程度の帰結をもたらせばよく、そして、重要な差異についての明確な理解と共に両者が今後とも差異を長い期間にわたって低減させていくという意志が必要であるとしている。
  - ・ 更なる統合化を推進するために、どのような項目を優先的に取り上げていくかは、独立した会計基準設定主体であるIASBとFASBが費用対効果を

勘案して独自に決定すべきであるとしている。

SECが最も懸念しているのは、調整表なしでのIFRS財務諸表の受け入れが、米国の投資家保護と矛盾しないかである。そのため、2006年に登録される米国上場欧州企業のIFRSに基づく連結財務諸表を基に、IFRSの適用状況の分析及び米国会計基準とIFRSとの差異項目の洗い出しを行う予定である。特に、後者については、その分析を踏まえて、IFRSと米国会計基準の間に知られていない差異がないかどうかを判断し、場合によっては、SECが、それらの差異の解消をIASB及びFASBに求めて来る可能性がある。

### (3)MOU

SECとECの合意では、2009年までに差異調整表の廃止という目標を掲げているが、具体的にどの程度の統合化を達成するかについては、IASBとFASBが独自に決定すべきとされている。そこで、FASBとIASBは、現時点で認識されている差異を基に、2008年までに完成すべき事項に合意し、これをMOU（Memorandum of Understanding）という形で2006年2月27日に公表した。

MOUでは、短期統合化項目とその他の統合化項目に分けて、検討項目及び達成すべき目標が示されている（これらの項目は、いずれも既にIASB又はFASBによって取組みが行なわれている項目である）。MOUで記述されている内容を2008年までに完成させれば、SECは、2009年をめどにIFRSに基づく財務諸表に対する差異調整表の作成要求を廃止する提案を行うことが予定されている。なお、米国資本市場にIFRS財務諸表で上場している企業の2005年度のIFRS財務諸表の分析を通して、SECが検討項目の追加を求めてくる可能性はある。

#### 短期統合化項目

短期統合化項目では、同一項目を取扱う両者の会計基準に差異がある場合、そのうちどちらか後に完成した会計基準の方がより品質が高いとの前提を置いて、そちらにもう一方の会計基準を合わせることを原則として作業が行なわれる。ただし、両者の基準共に改訂が必要と思われる場合には、共同して新たな取扱いを検討することもある。

FASBが行なうべき事項	IASBが行なうべき事項
公正価値オプション	借入費用
減損（IASBと共同）	減損（FASBと共同）
法人所得税（IASBと共同）	法人所得税（FASBと共同）
投資不動産	政府補助金
研究開発費	ジョイント・ベンチャー
後発事象	セグメント

## その他の統合化項目

短期統合化項目以外の項目は、現在既に議題となっているものとリサーチ段階にあるものを合わせた１１項目である。また、これらの項目の多くは、２００８年末までに完成することは不可能であるため、ＩＡＳＢとＦＡＳＢは、２００８年末までにプロジェクトの進展を測定できる途中段階まで完成することで、ロードマップの目的は達成できると考えている。

## 【既に議題となっている項目】

項目	F A S B の現状	I A S B の現状	２００８年までに達成すべき事項
企業結合	議題( 基準作成中)	議題( 基準作成中)	最終基準の公表( ２００７年を予定)。公開草案に対するコメントを十分検討した上で内容と発効日を決定する。
連結	議題( 現在休止状態)	議題( 公表物はない)	高い優先度のある項目として統合化基準の完成を目指した作業に着手する。
公正価値測定	２００６年前半での完成	議題( 基準作成中)	現行の公正価値に関する要求の適用に対して首尾一貫性を提供することを目的とした統合化されたガイダンスの公表。
負債と資本の区分	議題( 公表物はない)	議題( F A S B のリードに従う)	提案する会計基準に関する２、３のデュー・プロセス書類の公表。
業績報告	議題( 公表物はない)	第１フェーズの公開草案	プロジェクトのすべてのトピックスに関する２、３のデュー・プロセス書類の公表。
退職後給付( 年金を含む)	議題( 複数フェーズを伴うプロジェクトの第１フェーズの基準作成中)	議題となっていない	提案する会計基準に関する２、３のデュー・プロセス書類の公表。
収益認識	議題( 公表物はない)	議題( 公表物はない)	提案する包括的会計基準に関する２、３のデュー・プロセス書類の公表。

## 【既にリサーチ項目であるが議題となっていない項目】

項目	F A S Bの現状	I A S Bの現状	2008年までに達成すべき事項
認識の中止	現在議題とするための事前研究中	リサーチの議題	スタッフのリサーチ結果に関するデュー・プロセス書類の公表。
金融商品（現行基準の置換）	リサーチ議題であり、ワーキンググループを設立	リサーチ議題であり、ワーキンググループを設立	金融商品の会計基準に関する2、3のデュー・プロセス書類の公表。
無形資産	議題となっていない	リサーチ議題（ある国の会計基準設定主体が主導）	I A S Bのリサーチの結果の検討及び潜在的議題としての範囲とタイミングに関する決定。
リース	事前研究中	リサーチ議題（ある国の会計基準設定主体が主導）	潜在的議題としての範囲とタイミングに関する検討及び決定。